

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第14号

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成27年4月3日からとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月2日

平成27年4月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,962人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

218,508人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 35,640人
- 東 区 32,335人
- 南 区 37,902人
- 西 区 50,047人
- 安佐南区 61,147人
- 安佐北区 40,856人

- 安 芸 区 21,248人
- 佐 伯 区 36,848人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

158,010人

広島市選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

選挙区	金額
中 区	6,355,200円
東 区	6,109,000円
南 区	6,523,700円
西 区	6,185,700円
安佐南区	6,433,300円
安佐北区	6,309,000円
安 芸 区	6,074,400円
佐 伯 区	6,445,200円

広島市選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、別紙のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第19号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島市議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会の事務とは併せて行いません。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則昭

広島市選挙管理委員会告示第20号  
平成27年4月13日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則昭

広島市中区上鞆町2番6号 松井 一實

広島市選挙管理委員会告示第21号  
平成27年4月13日

平成27年4月12日執行の広島市議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則昭

次のとおり 略

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第11号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村 和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第12号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89

号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村 和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第13号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村 和幸

1 場所 広島市中区国泰寺一丁目1番41号  
広島市立国泰寺中学校 体育館

2 日時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市中区選挙管理委員会告示第14号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村 和幸

期日前投票所開設場所	所在地
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第15号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙並びに同日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村 和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村和幸

広島県議会議員一般選挙

1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
2 日時 平成27年4月3日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
(2) 日時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
2 日時 平成27年4月3日 午後5時50分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
(2) 日時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村和幸

開票管理者	住所	広島市中区白鳥九軒町19番12号
	氏名	安村和幸
同上職務代理者	住所	広島市中区江波南一丁目19番10号
	氏名	和田厚志

広島市中区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあつ

た開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者に届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安村和幸

広島県議会議員一般選挙

1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
2 日時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市議会議員一般選挙

1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
2 日時 平成27年4月9日 午後5時30分

広島市東区選挙管理委員会告示第11号

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

期日前投票所開設場所	所在地
広島市東区役所3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号

広島市東区選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙並びに同日執行予定

の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第14号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

投票場所は別紙のとおり。

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

次のとおり 略

広島市東区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

広島県議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日 時 平成27年4月3日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

- (1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- (2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日 時 平成27年4月3日 午後5時50分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

- (1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- (2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市東区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- 2 日 時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市東区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

開票管理者	住 所	広島市東区牛田本町五丁目10番1号
	氏 名	前川 秀 雅
同上職務代理者	住 所	広島市安佐南区毘沙門台一丁目8番6号
	氏 名	宮 迫 純 一

広島市東区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあつ

た開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めまし

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第5会議室
- 2 日時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第5会議室
- 2 日時 平成27年4月9日 午後5時30分

広島市東区選挙管理委員会告示第20号  
平成27年4月6日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における東区役所期日前投票所の投票管理者が辞任したため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される第37条第2項の規定により、新たに選任する必要があることから、地方自治法施行令137条第1項（昭和22年政令第16号）の規定により、次のとおり新たに選任する。

平成27年4月6日

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

期日前投票所開設場所：東区役所

(変更前)

区分	住所	氏名
4月7日	広島市安佐北区落合南一丁目57-11	手島 勇人

(変更後)

区分	住所	氏名
4月7日	広島市佐伯区八幡五丁目1番4号	山根 幹生

広島市南区選挙管理委員会告示第11号  
平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第12号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第13号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時00分	午後6時00分

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時00分

広島市南区選挙管理委員会告示第14号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第15号  
平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市

議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館
- 2 日時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

開票管理者	住所	広島市南区丹那町55番13号
	氏名	大原貞夫
同上職務代理者	住所	広島市佐伯区美鈴が丘西二丁目4番4号
	氏名	田原範朗

広島市南区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 3階 3-1会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しまし

た。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
  - 2 日時 平成27年4月3日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
  - 2 日時 平成27年4月3日 午後5時50分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市南区選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂

2 日 時 平成27年4月9日 午後5時40分  
広島市議会議員一般選挙

1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂

2 日 時 平成27年4月9日 午後6時

広島市西区選挙管理委員会告示第11号

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び  
広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議  
会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57  
年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長  
の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年  
条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しまし  
た。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市  
議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙  
法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の  
場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

投票場所は別紙のとおり。

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市  
議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者  
及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第  
100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89  
号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

次のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第14号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市  
議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時

を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第  
65条の規定により、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

1 場 所 広島市西区中広町三丁目1番41号

広島市立中広中学校 体育館

2 日 時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市  
議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその  
職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100  
号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第  
67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

開票管理者	住 所	広島市西区西観音町2番20-1203号
	氏 名	爲末和政
同上職務代理者	住 所	広島市安佐南区長束二丁目1番20-904号
	氏 名	岩崎 静二

広島市西区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島  
市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和  
25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替  
えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けま  
す。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

期日前投票所開設場所	所在地
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市  
議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票  
管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年  
法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適  
用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第  
89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しまし

た。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

広島県議会議員一般選挙

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

2 日時 平成27年4月3日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

(2) 日時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

2 日時 平成27年4月3日 午後5時50分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

(2) 日時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

広島県議会議員一般選挙

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室

2 日時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市議会議員一般選挙

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室

2 日時 平成27年4月9日 午後5時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月7日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者を、次のとおり変更しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

区分	投票区名	住所	氏名	備考
新	三滝	広島市佐伯区坪井一丁目9番2号	湯崎 俊彦	
旧	三滝	広島市西区鈴が峰町8番6号	力本 清仁	

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦 昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦 昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市



議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館
- 2 日時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

開票管理者	住所	広島市安佐南区緑井三丁目35番13号
	氏名	渡部 邦昭
同上職務代理者	住所	広島市東区戸坂くるめ木二丁目8番9-104号
	氏名	倉石 雅基

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第23号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安佐南区役所 1階 第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	平成27年4月4日から 同月11日まで
広島市安佐南区役所 佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号	平成27年4月4日から 同月11日まで
広島市安佐南区役所 祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号	平成27年4月4日から 同月11日まで
広島市安佐南区役所 沼田出張所	広島市安佐南区伴東四丁目18番6号	平成27年4月4日から 同月11日まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第25号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
  - 2 日時 平成27年4月3日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所 4階 講堂  
 2 日 時 平成27年4月3日 午後5時50分  
 ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 4階 講堂
- (2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時10分

~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第26号**

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

広島県議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日 時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日 時 平成27年4月9日 午後5時30分

~~~~~

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第11号**

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 秦 清

別紙 略

~~~~~

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第12号**

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 秦 清

別紙 略

~~~~~

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第13号**

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 秦 清

期日前投票所 開設場所	所在地	期 間
広島市安佐北区役所 1階 第一会議室	広島市安佐北区可 部四丁目13番1 3号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市安佐北区役所 白木出張所	広島市安佐北区白 木町大字秋山23 91番地の4	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市安佐北区役所 高陽出張所	広島市安佐北区深 川五丁目13番7 号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市安佐北区役所 安佐出張所仮設期日 前投票所	広島市安佐北区安 佐町大字飯室30 52番地の1	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで

~~~~~

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第14号**

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 秦 清

別紙 略

~~~~~

**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第15号**

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。